

2025 年度（第 79 回）国民ポーツ大会＜女子＞最終選考会

ローカルルールと競技の条件

日時：2025 年 7 月 3 日(木)・4 日(金) 8:26 スタート

場所：青森カントリー倶楽部

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jp に掲載）と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説（www.jga.or.jp に掲載）をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。
- (4) 球が現にプレーするホールの白(杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- (2) 十和田コース 6 番ホール左にある神社はプレー禁止区域である。そのプレー禁止区域からは、17.1 d・17.2 に基づいて罰ありの救済を受けなければならない。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット（ヤーデージマーキングなど）は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かせない障害物

- ① 動かせない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。

4. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第 2 段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバー・ヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰一失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

6. プレーの中止（規則 5.7）

プレーの中止と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中止：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中止された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

7. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. 移動（ローカルルールひな型 G6）

ラウンド中、プレーヤーはいかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、ラウンド中委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。「ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは言動付きの移動機器に乗車することが常に承認される。」「プレーヤーとキャディーはホールを特定とホールを特定の間で送迎者に乗車することができる。」ただし、ラウンド中、このローカルルールの違反の罰一違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰の次のホールに適用する。

9. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

- ・正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反はローカルルールひな型 H-1.2 を適用する。

*なおプレー形式は歩き、スルー・共用のキャディーとなります。

10. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されることになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

3位タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、青森県ゴルフ連盟により会場で公表される。

12. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果は競技委員長の成績発表がなされた時点、またはホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

13. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- 主催者が要請する感染症防止対策に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2回目の違反－1罰打
- 3回目の違反－2罰打
- 4回目の違反や重大な非行－失格

お知らせ

1. 指定練習日：申込締切後から競技前日までの平日とする。

選手は予め開催倶楽部へ直接申込むか、所属クラブを通じて予約すること。

予約は選手、ジュニア会員は引率者または保護者が直接行うこと。

2. 組合せ：1日目の組合せは受付時、出場者くじ引きにより決定する。

スタート時刻 1日目／ 8：26 3～4人組 十和田→むつ湾

2日目／ 8：26 3～4人組 十和田→むつ湾（1日目の成績順）

3. 開場時間：各日／ 6：30 各日ともフロントでサイン願います。

4. 練習場：練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人一 個（一円）を限度とする。

5. レストラン・軽食：レストランの利用は可とします。

- ハーフ終了後の軽食・飲み物の提供はいたしません。ご自身で準備願います。
6. 表彰式 : 理事室：国スプ代表選手のみ行います。（補欠含む 4 名）
7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
8. ゴルフ利用税 : ゴルフ利用税が免税となります。
9. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。（マナーモードに設定のこと）
また、競技中の通話は認めません。
10. 禁煙・喫煙 : ゴルフ場内での喫煙はタバコ・電子タバコ類は灰皿の設置場所のみとし、それ以外(乗用カート含む)は全て禁煙とする。現認した場合は注意をするが、守らざる再三の注意を受けた場合は、競技委員会で行動規範に準じた取扱いによる警告、制裁を課すことがある。
11. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
12. 欠場連絡方法 : **欠場する場合は欠場届を提出すること。(必須)**
加盟俱楽部会員
所属俱楽部を通じて、ホームページより欠場の登録をすること。
加盟俱楽部会員以外
青森県ゴルフ連盟事務局宛（大会期間中は開催コース内大会本部（連盟）に FAX で送付すること。
電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

青森県ゴルフ連盟